



伐採及び伐採後の造林の計画の確認通知書

札み管(伐)第 2020-17 号  
令和2年(2020年)12月16日

斉藤 龍一

様

札幌市長 秋元 克広



令和2年12月14日 に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された下記の伐採及び伐採後の造林の計画は、市町村森林整備計画に適合すると認められるので、通知します。

記

提出された伐採及び伐採後の造林の届出の概要

森林の所在場所 : 札幌市南区真駒内281-1  
伐採面積 : 0.75 ha  
伐採の方法 : 皆伐 伐採率 100%  
伐採樹種・伐採齢 : T-L  
( 63 年)  
伐採の期間 : 令和3年2月1日 ~ 令和3年12月31日

<指導事項>

- ① 提出していただいた「伐採及び伐採後の造林の届出書」は、令和2年12月14日に受理しております。伐採届出書の記載内容を厳守願います。
- ② 伐採届出書に記載された伐採期間を厳守願います。伐採作業の開始は令和3年2月1日です。この日より前に伐採作業を開始すると無届伐採となりますので、注意してください。期間内で伐採が終了しない場合、改めて伐採届出書の提出が必要です。なお、森林法第10条の8第1号から第12号に該当する伐採はこの限りではありません。
- ③ 伐採届出書記載の面積を超えて伐採すると無届伐採となりますので、注意してください。区域外で伐採を行う場合は、改めて伐採届出書の提出が必要となります。
- ④ 伐採区域が分かるよう、区域境界部の樹木の根元などに印付け等をしてください。札幌市職員が現地を確認する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ⑤ 土砂崩壊等災害の発生が考えられる場合には、伐採を中止するか、又は事前に防止措置を行ってください。土地の保全を考慮し、土砂崩壊、流出の無いようにしてください。
- ⑥ 立木伐採に直接係る他の法令、条例等の許認可(協議)を要する場合は、それらの許可(協議)を受けた後に実施してください。なお、伐採届出書記載の転用の種類が異なった場合や、転用にかかる他の法令、条例等の許認可などが得られない場合は、届出書が無効となる場合がありますので注意してください。
- ⑦ 伐採跡地を林地以外に転用するときは、市長への届出または知事の許可が必要となりますので、充分注意して下さい。
- ⑧ 不明な点は、札幌市みどりの管理課(211-2522)に連絡してください。